

## 国立大学法人宮崎大学監事に求める人材像

〔 令和 6 年 2 月 1 6 日 〕  
監事候補者選考会議決定

監事は、国立大学法人法により法人の業務の監査を行い、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは学長又は文部科学大臣に意見を提出する権限を有する。

監査は、組織体としての健全性を確保し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資するとともに、法人の業務の能率的かつ効果的な運営を確保することを目的とする。

このことから、本法人の監事として業務を円滑に遂行していくためには、次の要件を全て満たす人材が望ましい。

- ① 本学の歴史・沿革や理念を理解し、本学の掲げるスローガンや未来ビジョンにより地域とともに発展させていこうとする志を有すること。
- ② 学長、理事及び教職員等と十分な意思疎通が図れる対話力を持ち、常に業務運営の状況を把握する行動力を持つとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努める能力を有していること。
- ③ 業務を監査する職責にあるものとして、相当な注意を払い監査を行う能力を有していること。
- ④ 監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努める能力を有していること。
- ⑤ 職務を遂行するに当たり、独立性・中立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持する能力を有していること。
- ⑥ 常勤監事は、民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、本法人の業務全般にわたる組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していること。
- ⑦ 非常勤監事は、財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、財務や決算に関する専門的知見を有し、組織の監査を、公正かつ適切に遂行できる能力を有していること。